

令和8年度弘前市会計年度任用職員(家庭相談員)募集要項

家庭児童相談業務に従事する会計年度任用職員(家庭相談員)を募集します。

令和8年度の会計年度任用職員の募集に関しては、令和8年度予算成立の状況によって、募集の中止や採用を取りやめる場合もありますので、あらかじめご承知おきください。

なお、令和8年度予算は令和8年第1回定例会の議決を経て決定する予定です。

1 募集職種、業務内容及び採用予定人数

募集職種	業務内容	採用予定人数	採用予定日
会計年度任用職員 (家庭相談員)	<p>【雇入れ時】</p> <ul style="list-style-type: none">・家庭児童への相談支援に関する業務・要保護児童に関する業務・関係機関との連絡調整に関する業務・その他所属長が定める事務 <p>【変更の範囲】</p> <p>変更無し</p>	3人	令和8年4月1日

2 応募資格

- ・地方公務員法第16条の欠格条項(次のアからウ)に該当しないこと。
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 弘前市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・①～③の資格のいずれかを有していること。
 - ①教育職員免許法に規定する普通免許状
 - ②保健師、助産師または看護師
 - ③保育士
- ・上記以外の資格等でも、応募を認める場合があります。詳しくは別添のこども家庭センターガイドライン抜粋資料を参照するか、または問い合わせ先(業務内容について)へ。
- ・普通自動車運転免許を取得していること(公用車を使用しての外勤があります)。
- ・家庭児童福祉に関する知識または経験がなくても応募は可能ですが、積極的に知識を得しようという姿勢が求められます。

3 雇用期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。
以降については、業務が継続する場合、本人の勤務状況等により再度の任用の可能性あり（ただし、公募によらない選考による再度の任用は2回（令和10年度）まで。）。なお、最初の1か月は条件付採用期間となります。

4 勤務場所、勤務時間等

配属先	勤務場所	勤務時間等
こども家庭課	<p>【雇入れ時】 弘前市大字駅前町 9番地20 (ヒロロ 3階)</p> <p>【変更の範囲】 変更無し</p>	<p>休　　日：土曜日、日曜日、祝日法に定める 祝日・休日及び年末年始（12月29 日～1月3日）</p> <p>勤務時間：週30時間勤務のシフト制 (8:30～15:15、9:00～15:45、 9:30～16:15、10:15～17:00)</p> <p>休憩時間：45分</p> <p>休日勤務：有</p> <p>時間外勤務：有</p>

5 休暇

- (1) 年次有給休暇：任用時に、10日を付与。以後、再度の任用時に勤続年数に応じた日数を付与。
- (2) その他の休暇（取得条件あり）：
- ・有給（病気休暇、忌引休暇、生理休暇、夏季休暇、結婚休暇、公民権行使のための休暇、現住居滅失等による休暇、災害等出勤困難による休暇、災害時退勤途上危険回避による休暇、証人・鑑定人・参考人等としての出頭、産前・産後休暇、出生サポート休暇、配偶者出産休暇、男性職員の育児参加休暇）
 - ・無給（療養休暇、骨髄等ドナーハンマー休暇、妊娠休暇、育児時間、子の看護等休暇、短期介護休暇、介護休暇、介護時間）

6 給与等

- (1) 給料／報酬 月額 164,670～178,993円（再度の任用時に報酬が加算となる場合があります）
※今後、人事院勧告による国家公務員の給与改定等を踏まえ、改定（引上げまたは引下げ）をすることもあります。
- (2) 通勤手当／費用弁償 通勤方法と距離に応じて支給（片道2km以上の場合に支給、交通機関利用の場合は定期代（1か月当たり月額150,000円以内）、交通用具利用の場合は距離に応じて31,600円以内）
- (3) 期末・勤勉手当 6月と12月に關係規定に基づき支給
(在職期間や勤務成績等に応じて増減あり)
- (5) 給与締切日 月末締め
- (6) 給与支払日 当月21日

- 7 社会保険等　社会保険（健康保険（青森県市町村職員共済組合）、厚生年金）及び雇用保険に加入。
- 8 応募方法　次の書類を全て、こども家庭課子育て相談係（ヒロ口3階）へ持参または郵送（〒036-8003 青森県弘前市大字駅前町9番地20 弘前市こども家庭課子育て相談係）により提出してください。
(1)履歴書　市販の履歴書に必要事項(氏名、生年月日、住所、電話番号、学歴、職歴、免許・資格、志望動機等)を記入し、顔写真を貼付してください。
(2)資格証明書類の写し
(3)普通自動車運転免許証の写し
- 9 受付期間　令和8年1月5日（月曜日）から令和8年1月30日（金曜日）17時まで（必着）。
※なお、郵送による場合は、令和8年1月30日（金曜日）17時までに到着したものに限り受付します。また、郵送用封筒の表に「会計年度任用職員選考申込」と朱書きしてください。
- 10 選考方法
(1)第一次選考　書類選考を実施します。選考結果は、令和8年2月4日（水曜日）頃に応募者全員に電話通知する予定です。
(2)第二次選考　令和8年2月9日（月曜日）頃に個人面接を実施し、採用者を決定します。第二次選考の詳細については、第一次選考を通過した方に選考結果と合わせて通知する予定です。
- 11 服務　任用時に、地方公務員法第31条の規定に基づき、服務の宣誓を行っていただきます。また、任用期間中は、以下の義務を負うこととなります。
(1)法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
(2)信用失墜行為の禁止（同法第33条）
(3)秘密を守る義務（同法第34条）
(4)職務に専念する義務（同法第35条）
(5)政治的行為の制限（同法第36条）
(6)争議行為等の禁止（同法第37条）
- 12 その他
営利企業への従事（兼業）については、一律に禁止するものではありませんが、行う場合には届出が必要となります。内容によっては制限がありますので、事前にご確認ください。また、届出なく兼業を行った場合や、兼業の内容によっては懲戒処分の対象となることがあります。
- 13 問い合わせ先　雇用条件について：人事課人事研修係（電話：0172-35-1119）
業務内容について：こども家庭課（弘前市こども家庭センター）
子育て相談係（電話：0172-40-3976）

<子ども家庭センターガイドライン抜粋資料>

※家庭相談員は、下記の『子ども家庭支援員』または次頁の『虐待対応専門員』に充てられる予定です

1. 「子ども家庭支援員」の資格等

- (1) 児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する知識及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるもの
- (2) 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
- (3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において 1 年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（以下「相談援助業務」という。）に従事したもの
- (4) 医師
- (5) 社会福祉士
- (6) 精神保健福祉士
- (7) 公認心理師
- (8) 社会福祉主事として 2 年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
- (9) 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学を認められた者であって、指定施設において 1 年以上相談援助業務に従事したもの
- (10) 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において 1 年以上相談援助業務に従事したもの
- (11) 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において 1 年以上相談援助業務に従事したもの
- (12) 社会福祉士となる資格を有する者 ((5) に規定する者を除く。)
- (13) 精神保健福祉士となる資格を有する者 ((6) に規定する者を除く。)
- (14) 保健師
- (15) 助産師
- (16) 看護師
- (17) 保育士
- (18) 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に規定する普通免許状を有する者
- (19) 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が 2 年以上である者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
 - ① 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間
 - ② 児童相談所の所員として勤務した期間
- (20) 社会福祉主事たる資格を得た後 3 年以上児童福祉事業に従事した者 ((19) に規定する者を除く。)
- (21) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 21 条第 6 項に規定する児童指導員

2. 「虐待対応専門員」の資格等

- (1) 児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する知識及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるもの
- (2) 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
- (3) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (4) 医師
- (5) 社会福祉士
- (6) 精神保健福祉士
- (7) 公認心理師
- (8) 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
- (9) 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (10) 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (11) 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (12) 社会福祉士となる資格を有する者 ((5) に規定する者を除く。)
- (13) 精神保健福祉士となる資格を有する者 ((6) に規定する者を除く。)
- (14) 保健師
- (15) 助産師
- (16) 看護師
- (17) 保育士であって、指定施設において2年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- (18) 教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者
- (19) 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が2年以上である者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
 - ① 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間
 - ② 児童相談所の所員として勤務した期間
- (20) 社会福祉主事たる資格を得た後3年以上児童福祉事業に従事した者 ((19) に規定する者を除く。)
- (21) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第21条第6項に規定する児童指導員